



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

税理士に損害賠償！～減額更正の嘆願書～

更正又は賦課決定の減額更正は、法定申告期限から5年を経過する日まですることができます（通則法70②）。今回は、顧問税理士が、その5年経過する日の直前に事実を知ったワラント債の売却損につき、その期間内に減額更正の嘆願書を提出するよう助言、指導しなかったことは、注意義務違反であるとして損害賠償請求が認容された事案をご紹介します。（平成14年6月12日前橋地裁・TAINSコード Z999-0056、平成15年2月27日東京高裁・TAINSコード Z999-0068）。

被告税理士は、昭和53年4月ころから、建築材料の販売等を目的とする株式会社である原告の顧問税理士となり、平成9年2月28日に、顧問契約を解除されるまで、原告の各事業年度（5月1日から翌年4月30日まで）の税務申告手続きを行っていました。

平成8年5月以降、原告の役員間で役員の変更をめぐる交渉が続き、同年6月15日にこれに関する和解が成立し、同日、原告の経理責任者から後任者に、平成7年度決算に関する修正仕訳が引継がれ、その際、その資料によって、平成2年7月の本件ワラント債売却という仕訳がされていた事実が初めて判明しました。被告は、後任の経理責任者に事実確認を依頼し、同人から証券会社に照会された結果、同年6月20日及び24日、本件ワラント債が平成2年7月に売却されていたことが確認されました。

この間、被告は、原告の経理担当者に対して、減額更正の期間が平成8年6月30日までであることを説明した上で、早急に調査するよう指示することはありませんでした。

被告が、平成7年度の法人税等の確定申告をするに当たり、本件ワラント債の売却損を特別損失としたところ、税務署から否認の更正処分を受けたことから、原告は、被告が本件ワラント債の売却損につき減額更正の請求をしよう旨の説明・助言をせず、その機会を失わせたために過少申告加算税及び還付金相当額の損害が発生したとして、委任契約の債務不履行に基づく損害賠償請求を提起しました。

裁判所は、次のとおり判断し、原告の債務不履行による損害額として、過少申告加算税等と還付金相当額との合計額1029万円（決算準備の遅延による過失相殺後の金額）を認めています。

- ① 平成2年度に発生した有価証券売却損が平成7年度の申告の時点で判明した場合の税務上の取扱いは、仮装経理に基づく過大申告につき修正の経理をした上で、修正経理で特別損失と計上した金額を法人税申告書別表四で加算した確定申告書を提出し（法法129②）、税務署長宛に減額更正を求める嘆願書を提出することになる。そして、修正の経理は、損益計算書の特別損益の項目において、前記損益修正損等と計上して仮装経理を修正してその事実を明らかにすべきものと解されている。
- ② 被告は、原告との間で顧問契約を締結し、毎事業年度の決算書類の作成及び確定申告の代理を行ってきたのだから、上記の取扱いに関する知識を駆使して、違法・不当な申告により原告が更正処分や過少申告加算税の賦課決定処分を受けることがないようにすることはもちろん、過年度の決算・申告の誤りによって過大な所得申告があったことを発見した場合は適切な事後措置を講ずること（本件ワラント債売却損につき減額更正の請求（嘆願）すべきこと）を助言・指導すべき義務があった。
- ③ 被告が、平成2年度の申告につき減額更正の請求すべきことについて原告に助言・指導をしなかったことは、顧問契約上の義務に違反した債務不履行に当たる。
- ④ 本件ワラント債に係る取引事実やその数額については、証券会社に対する照会結果等の裏付けがあったこと、税務署の担当官が「期間内であれば必ず返した」旨を明言していたとのA証言を考慮すれば、被告が原告の経理担当者に減額更正の請求の必要性を説明して、早急に資料を整理させた上で平成7年度申告の際に所要の処理を採っていれば、税務当局による減額更正に基づき1456万円の金額が還付されたであろう蓋然性を肯定することができるから、被告の債務不履行と原告の還付金相当額の損害との間の因果関係を認めることが相当である。……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判14枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。